

(株) J 建築検査センター  
確認検査業務手数料規程  
(平成 28 年 12 月 26 日改正施行)

**(趣旨)**

第 1 条 この規程は、別に定める「株式会社 J 建築検査センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、(株) J 建築検査センター(以下「J」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

**(建築物に関する確認の申請手数料)**

第 2 条 業務規程第 17 条(第 24 条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第 6 条の 4 による確認の特例建築物 別表 1 の 1 に掲げるとおり。
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前(1)号に掲げる建築物以外 別表 1 の 2 に掲げるとおり。
- (3) 主要な用途が住宅で前(1)(2)以外の建築物 別表 1 の 3 に掲げるとおり。
- (4) 主要な用途が住宅以外の建築物 別表 1 の 4 に掲げるとおり。

2 確認申請に係わる建築計画において、次の各号に掲げる設計方法等による場合の手数料額は、当該各号の別表に掲げる額を第 1 項の規定による手数料の額に付加した額とする。

- (1) 限界耐力計算の設計方法による場合の手数料額は別表 1 の 5-3
- (2) 特定天井の検証方法による場合の手数料額は別表 1 の 5-4
- (3) ルート 2 基準の設計方法による場合の手数料額は別表 1 の 5-5
- (4) 天空率の審査を要する場合の手数料額は別表 1 の 7
- (5) 避難安全検証法等の設計方法による場合の手数料額は別表 1 の 8
- (6) バリアフリー法等の審査及びエレベーター併願の場合の手数料は別表 1 の 9

3 第 1 項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次 3 号に掲げる場合及び移転の場合を除く。): 当該建築に係る部分の床面積。
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を J 以外の者から受けている場合 : 前号と同じ。
- (3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を J から受けている場合 : 当該建築に係る部分の床面積。ただし、手数料額の運用に当たっては、当該変更内容について構造強度に係る審査を要する場合は別表 1 の 1、2、3、4 に掲げる額の 60%を、上記以外の場合は 40%を乗じた額とする。
- (4) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。): 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積。
- (5) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 : 当該計画の変更に係る部分の床面積とする。なお、構造に関する変更が伴わない場合の当該手数料は二分の一の額とする。

5 第 2 項の規定により適用する別表 1 の 8 の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の部分の床面積の合計について適用し、前項の規定の適用については、「床面積」とあるのは「対象床面積」と読み替えて適用する。ただし、第 3 号に該当する場合

で、別表 1 の 8 に掲げる設計方法に係る建築物の部分において、変更が無いものであるときは、第 3 項の規定の適用から除外し、変更後において第 3 項の規定に該当することとなる場合においては、前項中「床面積の二分の一」とあるのを「対象床面積」と読み替えて適用する。

**(既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認の申請手数料)**

第 2 条の 2 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により確認を要する増築等の場合：当該増築等に係る建築物の床面積を合計した面積。ただし、手数料額の運用に当たっては、別表第 1 の 1、2、3、4 に掲げる額の 40% を乗じた額を加算する。

**(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数料)**

第 2 条の 3 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定に係る申請手数料の額は別表 1 の 11 に定める額とする。

**(追加手数料)**

第 3 条 その他確認申請手数料に加算する追加手数料については別表 1 の 13 に定める額とする。

**(建築設備に関する確認の申請手数料)**

第 4 条 業務規程第 17 条に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）を含む。）に関する確認申請に係る手数料の額は別表 2 の 1 に定める額とする。

**(工作物に関する確認の申請手数料)**

第 5 条 業務規程第 17 条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一つの工作物について、別表 2 の 2 に定める額とする。

**(建築物に関する中間検査の申請手数料)**

第 6 条 業務規程第 26 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第 6 条の 4 による確認の特例建築物 別表 1 の 1 に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前 (1) 号に掲げる建築物以外 別表 1 の 2 に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住宅で前 (1) (2) 以外の建築物 別表第 1 の 3 に掲げるとおり
- (4) 主要な用途が住宅以外の建築物 別表 1 の 4 に掲げるとおり

**(建築設備に関する中間検査の申請手数料)**

第 7 条 業務規程第 26 条に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）を含む。）に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について別表 2 の 1 に掲げるとおりとする。

**(工作物に関する中間検査の申請手数料)**

第 8 条 業務規程第 26 条に規定する工作物等関し、中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの工作物について別表 2 の 2 に掲げるとおりとする。

**(建築物に関する完了検査の申請手数料)**

第 9 条 業務規程第 32 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物 別表1の1に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前(1)号に掲げる建築物以外 別表1の2に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住宅で前(1)(2)以外の建築物 別表1の3に掲げるとおり
- (4) 主要な用途が住宅以外の建築物 別表1の4に掲げるとおり

#### **(建築設備に関する完了検査の申請手数料)**

第10条 業務規程第32条に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）を含む。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の建築設備について、別表2の1に掲げるとおりとする。）

#### **(工作物に関する完了検査の申請手数料)**

第11条 業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表2の2に掲げるとおりとする。

#### **(検査に係る出張費)**

第12条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、別表1の12に掲げる額を加算する。出張費について必要な事項は確認検査業務出張費規程に定める。

#### **(電子申請ファイルによる申請の手数料)**

第13条 第2条から第4条までの申請に関して、申請者が電子申請ファイルにより申請を行う場合は、それぞれ第2条から第4条までに規定する手数料の額から一律2000円を割引くものとする。

#### **(手数料の減額)**

第14条 Jは、類似する建築物の確認検査業務が効率的に実施できる場合、継続して多量の取引が見込める場合又は地域の実情等により必要と認められる場合については、第2条から第13条に定める手数料の額について、別に手数料を定めることができる。

制定：平成18年6月20日

改定：平成21年3月16日

改定：平成22年6月7日

改定：平成24年6月1日

改定：平成27年6月1日

改定：平成28年12月26日